令和８年（フ）第６０３９号
東京都板橋区仲町５－５－201
債務者　龍原つる代
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１５１号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目３番２－410号、前住所大阪府和泉市寺門町２丁目４番18号
債務者　長濵奈々美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３３号
大阪市東住吉区西今川３丁目11番３－402号
債務者　池田　結衣
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０８１号
大阪府吹田市垂水町３丁目20番１号　(503)
債務者　山本　結午
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第２７６号
新潟市秋葉区結１７０番地３　ハルベルナティオＥ号　申立時の住所　新潟市秋葉区車場１丁目１２番２３号　サンライズ・タカＡ棟１０２号
破産者　吉原　　望
1　主文　当裁判所が令和８年７月１６日午前１０時にした破産手続開始及び同廃止決定中、破産者の住所につき「新潟市秋葉区車場１丁目１２番２３号　サンライズ・タカＡ棟１０２号」とあるのを「新潟市秋葉区結１７０番地３　ハルベルナティオＥ号　申立時の住所新潟市秋葉区車場１丁目１２番２３号　サンライズ・タカＡ棟１０２号」と更正する。
2　決定年月日　令和８年８月５日
新潟地方裁判所民事部

破産手続廃止

令和８年（フ）第９２号
千葉県佐倉市王子台一丁目26番８
破産者　有限会社ひまわり
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第３９号
福島県郡山市田村町桜ケ丘二丁目235番地
破産者　株式会社伊藤架設工業
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第６３号
新潟県上越市鴨島二丁目２番42号
破産者　株式会社匠・小山住建
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

令和７年（フ）第３２号
鹿児島県西之表市馬毛島有限会社丸山建設種子島営業所馬毛島宿舎、住民票上の住所宮崎県小林市野尻町三ケ野山3870番地９、破産開始決定時の前住所宮崎県都城市都元二丁目11番地１
破産者　三浦　諭吉
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第４２６号
和歌山県紀の川市貴志川町北山657番地17（開始決定時の住所）和歌山県紀の川市貴志川町国主266番地11
破産者　淡路　健太
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第４０号
福島県郡山市久留米一丁目80－２　カーサ・リベルテ401号、住民票上の住所福島県郡山市田村町桜ケ丘二丁目235番地
破産者　伊藤　恵一
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６８号
福島県郡山市並木五丁目１番地の６　コーポ・シマ503号
破産者　斎藤　絵里
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７１号
埼玉県草加市青柳５丁目28番29－203号、前住所埼玉県草加市谷塚町1207番地２
破産者　藤村　聖華
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９２号
福島県郡山市安積町荒井字大久保54番地の２　パークヒル柴宮Ｄ201号
破産者　有賀　琢郎
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
福島県郡山市亀田一丁目40番16号　エクセルコーポＩ207号
破産者　小田　竜太
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７号
新潟県上越市仲町５丁目４番24号、前住所新潟県妙高市大字毛祝坂61番地２
破産者　飯塚　　円
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部